道路工事等における
保安施設設置計画等の取扱い

令和３年３月

登 米 市 建 設 部

目次

１．保安施設設置計画等の取扱い..... 1

２．別図１..... 5

３．別図２..... 10

４．別図３..... 11

道路工事等における保安施設設置計画等の取扱い

（目的）

登米市が管理する市道等の工事にあたり、工事現場における保安施設設置計画等の取扱い（以下「取扱い」という。）を定め、工事現場での一般通行者の交通事故の防止及び沿道住民への迷惑を防止し、併せて円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保することを目的とする。

（基本的事項）

本取扱いは、道路交通法、宮城県道路交通規則、宮城県土木部共通仕様書の法令等を参考とする。

（保安施設設置計画書の提出）

工事請負者（以下「請負者」という。）は、道路使用許可申請に係る保安施設の設置計画を施工計画書に明記するものとし、以下に示す保安施設の種類や別添図を参考に作成する。

（保安施設の種類）

保安施設の種類は次のとおりとし、その様式は別図１、別図２及び別図３を参考とする。

（１）保安施設の種類

施　　設	記　　号	摘　　要
照明灯		
保安灯		
歩道柵		
バリケード		砂袋等にて半固定
セーフティーコーン	○	
警戒標識(213)	①	道路工事中
工事個所予告表示板	①’	規制予告
警戒標識(211)又は(212)	②	車線数減少
警戒標識(212-2)	③	二方向交通（→）
規制標識(311-E)	④	指定方向外進行禁止（→）
規制標識(329)	⑤	徐行
工事名標示板	⑥	
工事情報看板	⑦	
黄色回転灯	⑩	
保安要員		
交通整理員		旗の寸法は 70×75 ㎝程度、色彩は赤と緑
標識搭載車		
誘導標示板	⑪	
まわり道案内標示板	⑫	
まわり道案内標示板(120-A)	⑬	
簡易信号機		
※連結式保安灯は 3m 間隔に設置する。		

（２）別図１の例示中、文字及び指定のない色彩については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」によるものとする。

（３）標識類の寸法は図示を参考とする。ただし、道路の形状又は交通の状況により警戒標識及び案内標識は 1.3 倍、1.6 倍又は 2.0 倍に、規制標識は 2.0 倍までそれぞれ拡大することができる。

（保安施設の設置方法）

保安施設の設置方法は別図２によることを原則とし、次のことについて特に注意するものとする。

（１）この基準に定める標識板及び標識の設置位置は、左側の路端で進行方向に対して正面に設置するものとする。

（２）道路工事箇所予告標示板は、工事箇所の手前 300m、200m、100mのそれぞれの地点に設置するものとする。

（３）工事箇所は、防護柵等で通行帯と区分する。

（４）夜間工事中の箇所又は夜間に現場の保全を要する場合は、必ず保安灯を設置するものとする。

（５）舗装工事等で完了部ごとに一般交通の用に供する場合は、前後の未完了部又は未舗装部との境界(段差)に必要な保安施設を設置するものとする。

（６）道路上にやむを得ず建設機械・工事資材等を駐車・堆積する場合は、この取扱いにより保安施設を設置するものとする。

（７）標識類は、前面反射又は照明装置を施すものとする。

（８）１日の昼間作業で完了する小規模工事や路面清掃等で作業箇所が移動する場合は、セーフティコーンを主体に設置し、必要に応じて工事箇所予告標示板を設置するものとする。

（９）工事箇所が複数の工区に分割し施工する場合の非工事区間については、監督員及び請負者が協議して保安施設を設置するものとする。

（その他の措置）

保安施設の設置方法の他、工事現場における交通事故及び交通渋滞を防止するため、次の事項について特に注意するものとする。

（１）作業中の工事現場の前後には、原則として交通整理員を配置するものとする。

（２）道路工事等において、現道との取付部又は未舗装との取付部は、おおむね５％以下の縦断勾配で擦り付けるものとする。

（３）工事箇所内にすれ違い区間を設ける場合は、路面及び路肩等の維持管理には十分配慮するものとする。

（４）建設機械及び工事資材の搬入は工程に合わせて行い、一般交通に支障を与えることの無いよう配慮するものとする。

（５）道路工事に伴う交通規制については、事前に各関係機関と十分協議するとともに、道路利用者・地域住民に対して周知徹底を図るものとする。

（６）迂回路を指定又は新設して一般交通の確保を図る場合は、当該道路の維持補修には十分配慮するものとする。

　なお、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する場合は、別図３「工事中迂回路の標示例」を参考に設置するものとする。

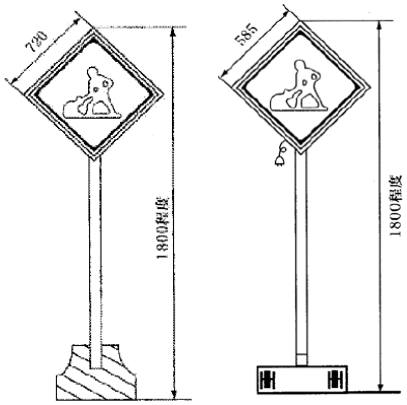
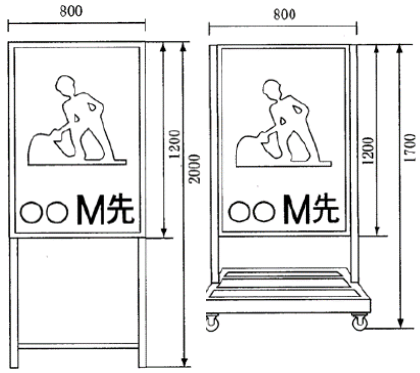
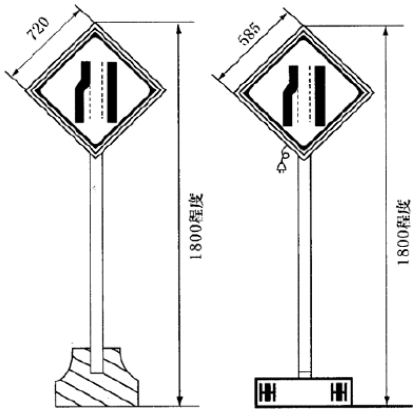
（７）工事完了後は、保安施設を撤去し、請負者は現場を点検し、車両はもとより歩行者の通行に際しても支障の有無を確認してから一般交通の用に供するものとする。

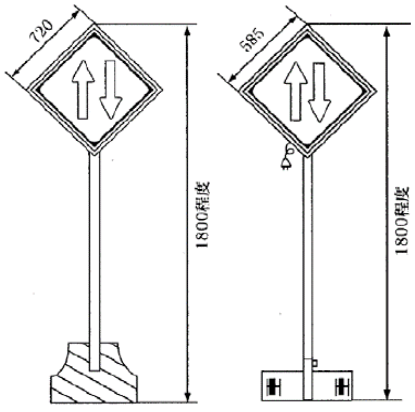
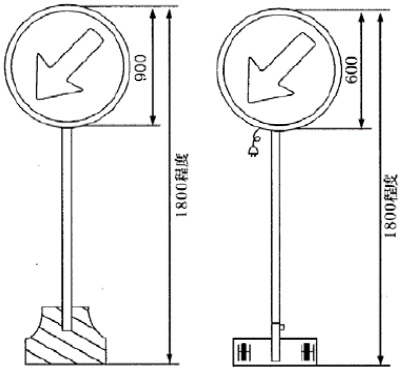
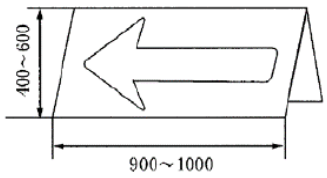
（８）工事の変更・中止その他の理由により工事を休止する場合は、現場の保全について特に注意し、請負者にあっては１日につき１回以上の巡視を行い、工事区間の維持には十分配慮するものとする。

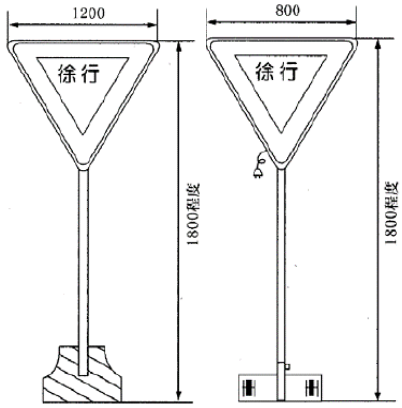
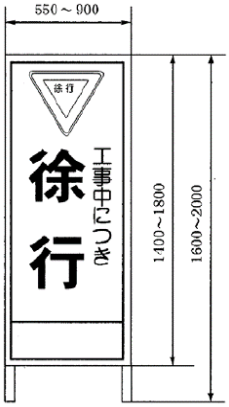
　なお、やむを得ない理由のため、一時的に通行制限を解除する場合は、現場に設置した道路標識等を撤去又は被覆するか、休工と分かる表示をするものとする。

（９）所轄署の道路使用許可の際、通行規制が可能な時間帯が条件として示された場合は、それを遵守することを原則とする。ただし、やむを得ずその時間帯を超えて作業が必要な場合は、速やかに時間帯延長の申請許可を得て作業するものとする。

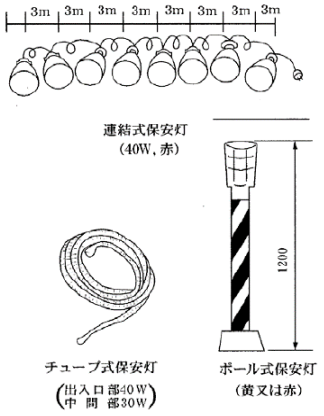
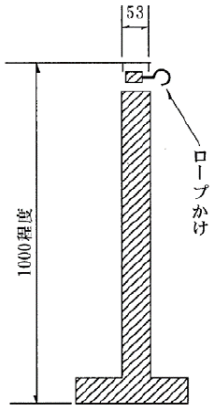
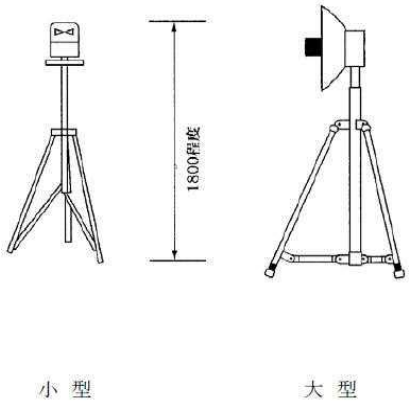
【別図1】

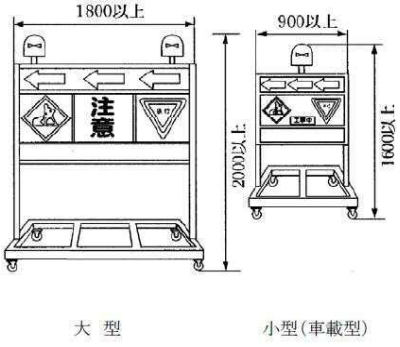
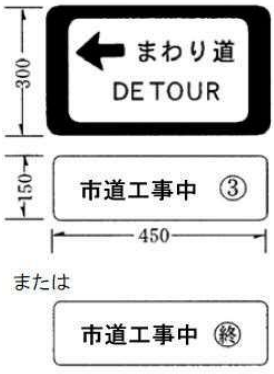
保 安 施 設 標 準 様 式 図						
記 号	①		①’		②	
名 称	警 戒 標 識 (213)		工事箇所予告標示板		警戒標識(211)又は(212)	
様式及び標準寸法(単位㎜)						
注	拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板	内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度40w程度とする。	地色は青色文字及び図縁は白銀を用いる。 全面反射シート貼付とする。	電照式 左記と同じ	拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板	内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度40w程度とする。

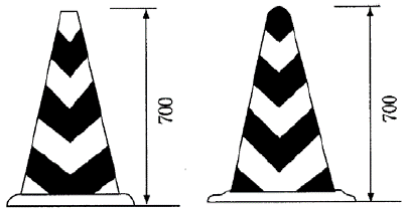
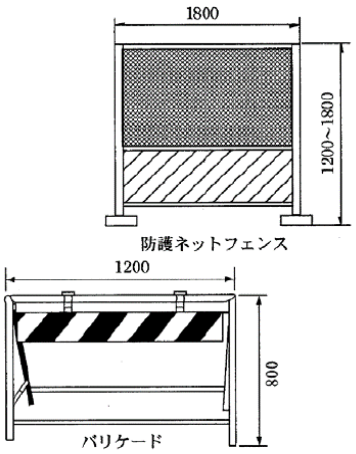
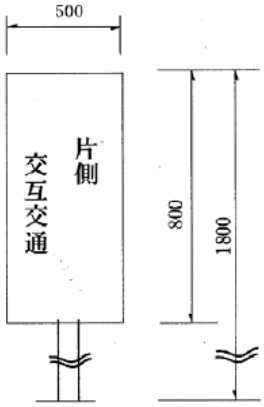
保 安 施 設 標 準 様 式 図					
記 号	③		④		④’
名 称	警 戒 標 識 (212-2)		規 制 標 識 (311-E)		
様式及び標準寸法(単位㎜)					
注	拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板	内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度40w程度とする。	拡大率1.5倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板	内部照明式 拡大率1.0倍を標準とする。 照明度40w程度とする。	全面反射シート貼付とする。 材質:鋼板又はアルミ板

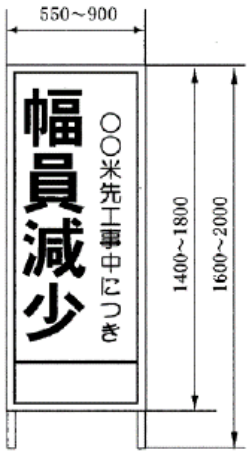
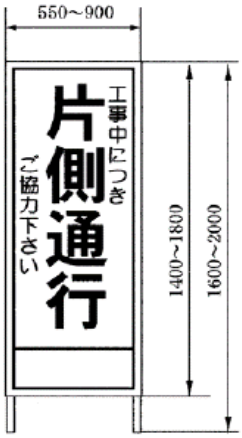
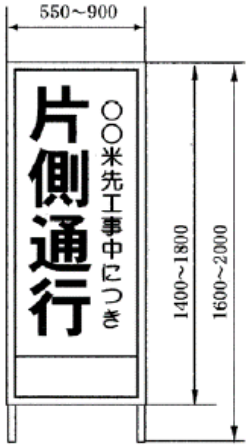
保 安 施 設 標 準 様 式 図			
記 号	⑤	⑤’	⑥
名 称	規 制 標 識 (329)		工 事 名 標 示 板
様式及び標準寸法 (単位㎜)			
注	拡大率1.5倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板 内部照明式 拡大率1.0倍を標準とする。 照明度40w程度とする。	全面反射シート貼付式とする。	(1) 文字及び線を青色、地を白地とする。 (2) 区間、工期等に変更があった場合は、直ちに修正する.

保 安 施 設 標 準 様 式 図		
記 号	⑦	
名 称	工事情報看板	
様式及び標準寸法 (単位㎜)		
注	(1) 文字及び線を青色、地を白地とする。	

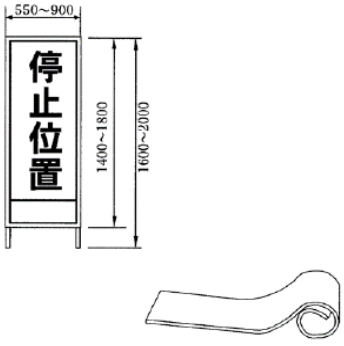
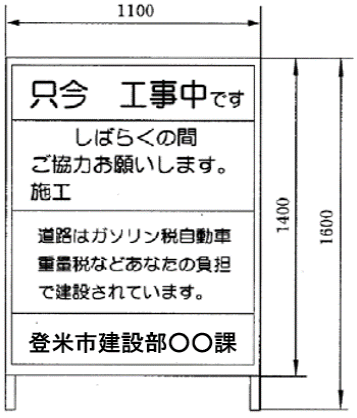
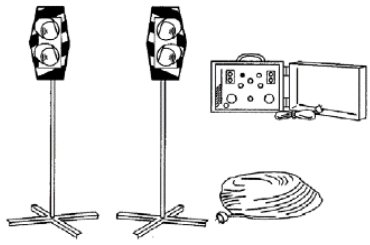
保 安 施 設 標 準 様 式 図			
記 号	⑧	⑨	⑩
名 称	保 安 灯	歩 道 柵	回 転 灯
様式及び標準寸法（単位㎜）			
注	(1) 確認距離、夜間150m以上の効果をもつものであること。	(1) 柱及びロープは、黒背の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とす (3) 柱間隔は約3mを標準とする。	確認距離200m以上の効果をもつ黄色（赤色）回転灯とする。

保 安 施 設 標 準 様 式 図			
記 号	⑪	⑫	⑬
名 称	誘導標示板	規 制 標 識 (311-E)	まわり道標識(120-A)
様式及び標準寸法（単位㎜）			
注	(1) 内部照明するものとし矢印「←」は点滅式とする。 パネル標識板は規制標識、警戒標識を併用する。 (2) 標示板頂部には、視認距離200m以上の効果をもち点滅式黄色注意灯を設置する。	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地色を白色とする。 (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmと (3) 「まわり道450M」又は⇒の文字もしくは記号に反射装置を施するものとする。	字体、文字、地色は⑫に同じ

保 安 施 設 標 準 様 式 図			
記　号			
名　称	セーフティーコーン	バ リ ケ ー ド	標 示 板
様式及び標準寸法（単位㎜）			
注	(1) 反射式又は内部照明式とする。 (2) 材質、ラバー製・樹脂製とする。	(1) バリケード鋼製。 (2) 板は反射式とする。	地を透明又は、白とし、縁及び文字を青色、反射式とする。

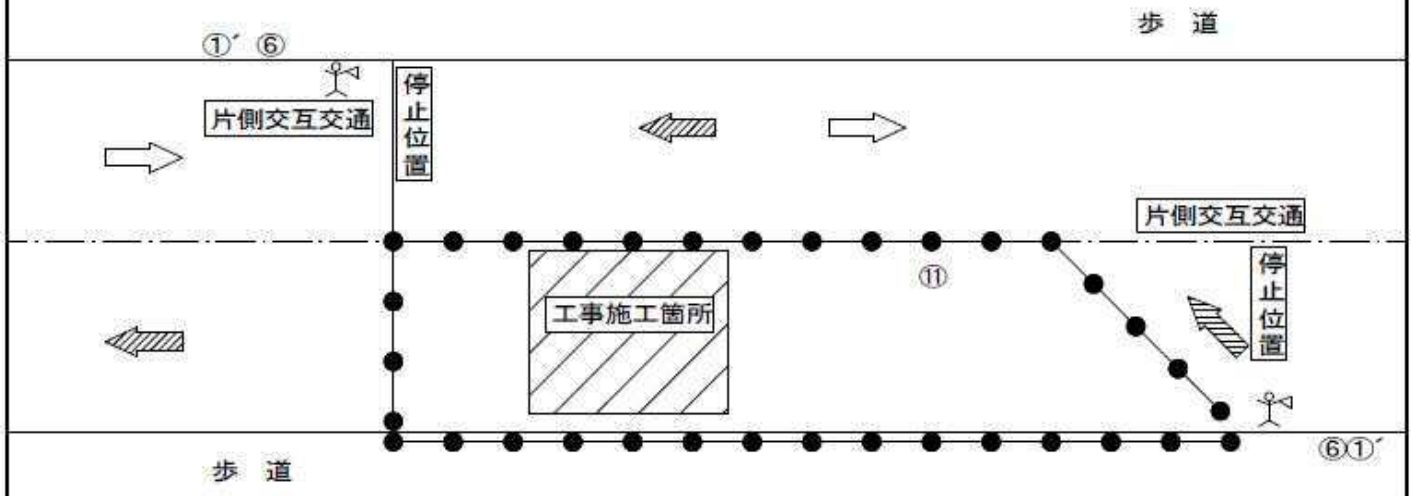
保安施設標準様式図（必要ある場合設置する）				
記　号				
名　称	その他の危険（警戒標識215）	車線数減少予告標示板	片側通行標示板	片側通行予告標示板
様式及び標準寸法（単位㎜）				
注	拡大率1.6倍を標準とする。 （全面反射）	(1) 地を透明又は、白とし、文字及び縁を赤とす (2) 全面反射シート張り付け式とする。	全面反射シート貼付式とする。	(1) 地を透明又は、白とし、文字及び縁を赤とする。 (2) 全面反射シート張り付け式とする。

保安施設標準様式図（必要ある場合設置する）			
記　号			
名　称	通行止め標示板	通行止め予告標示板	大型カラーコーン（内部照明付）
様式及び標準寸法（単位㎜）			
注	全面反射シート貼付式とする。	(1) 地を透明又は、白とし、文字及び縁を赤とする。 (2) 全面反射シート張り付け式とする。	内部照明又は反射式とする。

保安施設標準様式図（必要ある場合設置する）			
記　号			
名　称	停　止　板	ガソリン税協力依頼標示板	簡　易　信　号　機
様式及び標準寸法（単位㎜）			
注	全面反射シート貼付式とする。　　ゴム製停止ライン	(1) 透明又は白地に青文字とする。 (2)「ガソリン税・自動車重量税等」は赤文字とする。 (3) 交通の支障となる場合は表示内容の認識可能としたうえで、幅を縮小できるものとする。	(1) 透明又は白地に青文字とする。 (2) レンズ径は200φ以上とする。

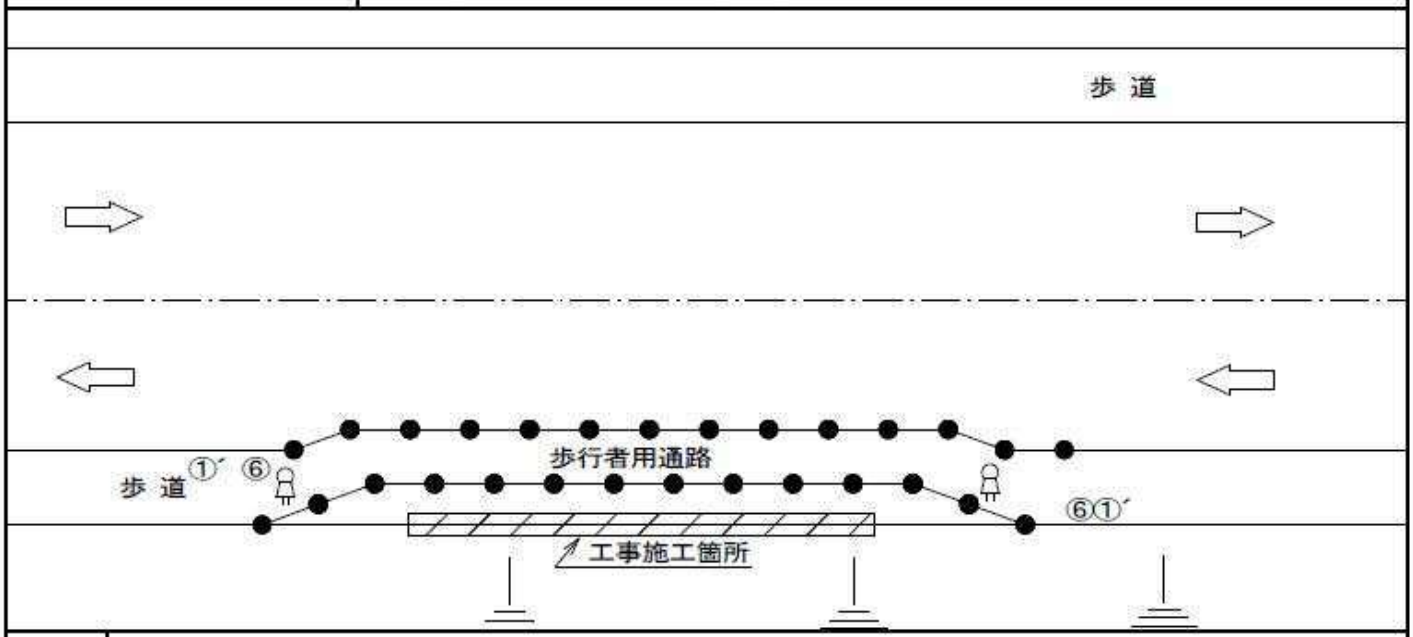
【別図2】

１型	２車線：片側全車線閉塞



備　考	１．工事区間の起、終点に⑥を設置すること。 ２．⑪の有無については、監督員と協議の上、決定すること。 ３．その他、現場状況に合わせて必要な保安施設を設置すること。

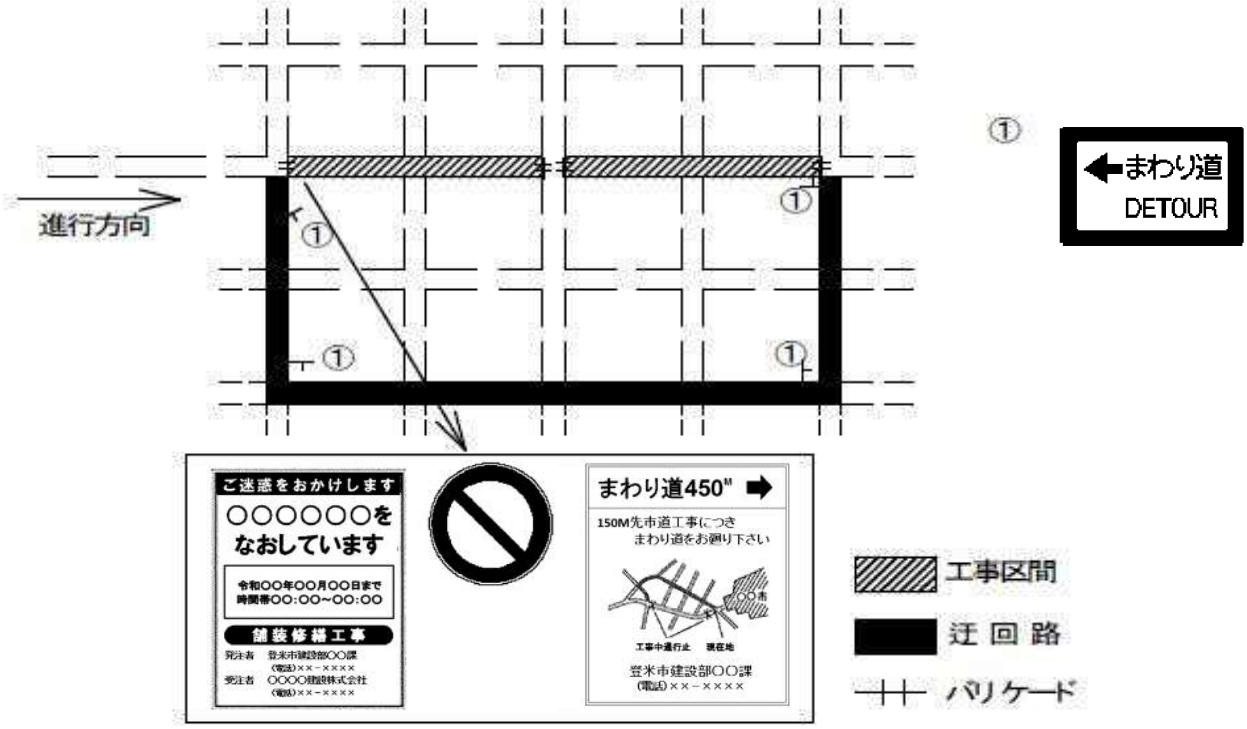
２型	路肩作業　２車線（歩道あり）



備　考	１．工事区間の起、終点に⑥を設置すること。 ２．その他、現場状況に合わせて必要な保安施設を設置すること。

【別図3】

工事中迂回路の標示例（市街部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



工事中迂回路の標示例（地方部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）

